

人口	
男女計	23,928
男	26,041
女	49,969
世帯数	10,476

### 今月の納税

軽自動車税(全期)  
木材引取税(随時)

# 市報とおかまち

## 5月

(昭和32年6月5日第三種郵便物認可) 定価一部5円 毎月20日発行 発行所 十日町市役所

## 就任のごあいさつ

十日町市長 春日 由三



### 公正、清潔な市政を 公共事業を積極的に導入

このたびの市選は、市民の期待をこえて、公正、清潔な市政を築くため、積極的に公共事業を導入する方針を打ち出した。市長は、市民の期待に応え、市政の刷新を図る。公共事業の積極的導入は、市政の刷新と市民の生活の向上に大きく貢献する。市長は、市民の期待に応え、市政の刷新を図る。公共事業の積極的導入は、市政の刷新と市民の生活の向上に大きく貢献する。



春日市長登壇後職員に  
あいさつ(10日)

市長選挙結果

春日 由三	17,498
村武正	13,505
無効	192



第二回臨時市議会

### 議長に石坂正隆氏 副議長は丸山尙政氏



丸山尙政氏

臨時市議会第二回臨時市議会が、二十日午後九時、十日町市役所第二会議室で開会した。議長に石坂正隆氏、副議長に丸山尙政氏がそれぞれ選出された。開会式では、市長のあいさつが述べられ、議長の宣誓が行われた。議事日程は、市長の報告、議長の報告、議案の審議、議決、閉会式などである。

### 28人の新市議決まる

半数が新人

市議会議員を紙上でご紹介します

市議会議員選挙結果

当日有権者数	32,634
投票者数	31,198
棄権者数	1,636
投票率	95.02%

村山 順平	渡辺 重治	大島 良作	風間 又五郎	丸山 尙政	石坂 正隆	矢口 重雄
552	1,062	1,094	1,095	998	1,201	1,936
佐藤 利雄	小澤 登治	小林 正徳	村山 順平	丸山 尙政	竹内 真	富井 康則
936	945	943	552	998	1,007	1,026
金子 幸造	越熊 清一	大島 昭三	吉木 正義	橋本 貞一	佐藤 誠一	根津 新作
840	863	890	896	914	928	935
池田 金策	中町 忠雄	須藤 誠也	樋口 政太郎	関谷 儀助	吉田 正三	岡村 清一
795	801	823	826	833	837	837

【注】少数点以下の得票数は省略

### 今後の発展を祈る

#### 村山前市長ごあいさつ

私は、昭和四十二年、十日町市長として、市民の期待に応え、市政の刷新を図る。公共事業の積極的導入は、市政の刷新と市民の生活の向上に大きく貢献する。市長は、市民の期待に応え、市政の刷新を図る。公共事業の積極的導入は、市政の刷新と市民の生活の向上に大きく貢献する。



市内交通事故発生状況

現在	16	4.30
前年同期	1	1
前年比	1	0
死者	1	1
負傷者	53	28
前年比	28	27



徳永さんが総理大臣表彰

### 土木工事 入札結果

- △四月十四日
  - ▽道路修繕工事(金間地区) 落札額 3,330,000円
  - ▽道路修繕工事(八幡地区) 落札額 3,330,000円
  - ▽道路修繕工事(八幡地区) 落札額 3,330,000円
  - ▽道路修繕工事(八幡地区) 落札額 3,330,000円
- △四月十五日
  - ▽道路修繕工事(八幡地区) 落札額 3,330,000円
  - ▽道路修繕工事(八幡地区) 落札額 3,330,000円
  - ▽道路修繕工事(八幡地区) 落札額 3,330,000円
  - ▽道路修繕工事(八幡地区) 落札額 3,330,000円







### 勤労青少年 ホームだより

- ◎花道教室 27日 講習室
- ◎茶道教室 31日 和室
- ◎社交ダンスクラブ 26日 運動場

### 川にゴミを捨てないで

■菅渡川その他の河川敷等にゴミを捨てないでください。  
 ・みんなが協力してきれいなまちにいたしましょう。(清野課)

### 十日町市消防音楽隊員(消防団員)を募集

■市内在住者を対象に消防音楽隊員をつぎわりと募集します。  
 ・吹奏楽愛好者は、経験、未経験を問わずお申し込みください。  
 ◎資格 市内在住の18歳以上の男子  
 ◎申込方法 電話または郵便がきで住所、氏名、年齢、勤務先(職業)等記入のこと。  
 ◎申込先 十日町市消防署(電話 2-2450)  
 ◎締め切り 昭和46年6月中旬。なお申込者に対する面接期日等は、後日連絡いたします。

### 寄付ありがとうございました

■社会福祉事業に寄付(敬称略)  
 高田町1 川上一郎 5万円(香典返し)  
 田中西 川寿方夫 447円  
 神楽町 十交タナシ〜従業員一同 1,147円(交通通見へ寄付)  
 本町1上 服部豊円 5万円  
 本町3 杉本 武 4,300円  
 高田町3丁目東納税組合  
 組合長 松岡真三郎 3,000円

### 停電のお知らせ

■5月27日 午前9時〜正午まで  
 栄町(青柳工場通り)〜高山駅林間

### 郵便受箱をあっ旋

■十日町郵便局は行政事務職員を通じ、郵便受箱をあっ旋しています。  
 希望者は、申込書に記入の上お近くのポストに投函ください。  
 ・価格 700円  
 ・申込書到着順に職員が各戸へ配達し、代金引換えでお渡します。  
 その他不明の点は十日町郵便局(電話2-2300番)へお問い合わせください。

### 献血車(ゆうあい号)の日程

・期日 6月8日 午前10時〜正午まで  
 午後1時〜午後5時まで  
 ・場所 山本町3丁目 関芳雑物(株)女子寮

### 市民サイクリングのお誘い

■市教育委員会は、第7回「県民スポーツの日」行事の一環として、地域住民の体力づくりをはかるため、市民サイクリングを実施しますので多数ご参加ください。  
 ■申し込みは市民体育館または最寄りの自転車組合加盟店でも受けつけますので、5月25日までにお申し込みください。

- ・期日 6月6日午前8時30分集合(雨天の場合6月13日に延期)
- ・集合場所 市役所前広場
- ・コース (ゆき)市役所前〜千手〜上野〜扇風城址、(かえり)扇風城址〜上野〜下条〜中条〜市民体育館
- ・参加資格 市内在住の小学校5年生以上の者
- ・自転車 一般自転車及びサイクリング車
- ・服装 時に厚着しながサイクリングに適したもの

### 公民館だより

- ・25日 下条婦人学級 下条地区公民館
- ・25日 青年学級全学講習 本館
- ・25日 午後1:00〜4:00十日町地区委員会 本館
- ・26日 若成人学級(テーマ、絵について)本館

### 身体障害者の軽自動車税減税について

■身体障害者の軽自動車税の減免の取り扱いが43年度より一部変更になりました。  
 ●減免を受ける場合は、軽自動車税の納期限(7月までに減免申請をしてください)。(詳細は国費をごらんください)  
 ●減免手続きは、身体障害者手帳、運転免許証、印鑑、納税通知書を持って税務課へおいでください。  
 ●不明の際は税務課軽自動車税係にお問い合わせください。

### 危険物取扱主任者試験 受験準備講習会を実施

■7月4日(日)危険物取扱主任者試験を実施する予定です。  
 危険物安全協会は、この試験に備えて受験準備講習会を5月21日、22日町市役所四階会議室で開催します。受験希望者は市消防署に急電申し込んでください。

### 土地立入りについてご協力を

■建設省七地方建設局では、地質調査員が国道117号線、252号線の現況調査、地質調査調査等につき、関係部課の所有土地内に立ち入りするのに関係部課の協力を求めています。  
 ■252号線関係 湯涌、中条北原、市之六、嘉勝、森木、鹿野、魚の田川  
 ■117号線関係 湯涌 太田島地内

## 成人式おめでとう



昭和46年5月20日(木曜日) 成人式おめでとう  
 十日町市の成人式(開会式)は、20日(木)午前10時、市民体育館で開会式が行われ、成人式おめでとうの歌が歌われ、式は午後1時30分に閉会式で終了した。式には、市長、市教育委員会、市役所職員、関係者、保護者、友人、兄弟姉妹、近所の人など、約2,000人が参加した。式では、市長が祝辞を述べ、成人式おめでとうの歌が歌われ、式は午後1時30分に閉会式で終了した。

### 消防車二十七台が活躍

■春の消防活動  
 消防車二十七台が活躍  
 消防車二十七台が活躍  
 消防車二十七台が活躍

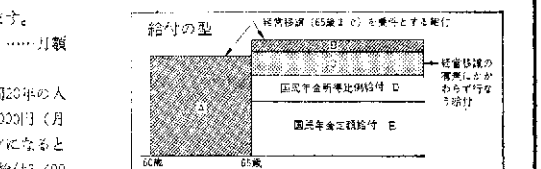
### 毎月10日は火の用心の日

毎月10日は火の用心の日  
 火の用心の日  
 火の用心の日

## 農業者年金 年金はいくらもらえるか

さて、一体どれくらい年金がもらえるのでしょうか。  
 ①どんな年金がもらえるのかをみましょう  
 右図の斜線の部分(AおよびB)が経営移譲年金で網の目の部分Cが農業者老令年金です。  
 白の部分(DおよびE)は国民年金の所得比例給付と定額給付ですが、これも65才から給付がはじまります。  
 経営移譲した人は、65才からは、E、D、Cの3層連の年金をもらうことになります。  
 ②年金の額は  
 (1)経営移譲年金は、60才から65才になるまでと、65才以降の2本立てとなっており、①60才〜65才になるまでの分は、800円に保険料納付済月数を乗じた額です。(例800円×240円(20年) = 192,000円(年額)……月額にして16,000円)  
 (2)65才以降の分は、80円に保険料納付済月数を乗じた額で、(1)の1割とすることです。  
 (3)農業者老令年金は、65才から終身一本立てで、200

円に保険料納付済月数を乗じた額となります。(例200円×240円(20年) = 48,000円(年額)……月額にして4,000円)  
 この例のように、農業者年金の最低資格期間20年の人が、60才で経営移譲すれば、経営移譲年金16,000円(月額)Aの給付がはじまり、そしてその人が65才になると国民年金の定額給付9,600円Eと、所得比例給付3,600円Dとを、経営移譲の有無にかかわらず給付される農業者老令年金4,000円Cおよび、これまで受けてきた経営移譲年金の1割、600円Bの合計月額は18,800円が支給されることになります。  
 65才になっても経営移譲しなかった人は、経営移譲給付の1割に相当する1,400円がありませんから月額17,200円の給付をうけらるということです。  
 これまでみてきたようにこの年金は経営移譲の促進を政策目標にしていますので経営移譲した人にはとくに有利になっておりますが、経営移譲しなかった人に対



しても、保険料の滞りすぎにならないよう自分の前回の保険料と利息分が返ってくる仕組みがとられております。  
 これらの年金額は、将来、国民の生活水準率に合わせて改定されることになっています。(続)

訂正します  
 ■昭和45年市報とおかまち10月号掲載の農地法改正の説明の中で10日町、10中条村は下瀬面積40アールとしておりましたがその後の県の方針により、50アールに訂正しましたのでご承知ください。